

役員報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人北海道NPOバンク（以下「この法人」という。）の定款第13条の規定に基づき、この法人の役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この法人の役員とは、定款第9条に定める理事及び監事をいう。

(報酬等の額)

第3条 この法人の役員は、無報酬とする。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

(報酬等の支払方法)

第4条 旅費等の実費は、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で、請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

(改廃)

第5条 この規程の変更及び改廃は、理事会の決議により行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則

この規程は、2023年8月24日から施行する。